資　料　4

下水道使用料改定に係る基本水量の傾向

図表１

団体名	現行の基本水量	改定年月	基本水量の改定	基本水量の主な変更理由
町田市	なし	R09.01	8 ㎥ ⇒ 0 ㎥	・節水機器の普及などにより、基本水量に満たない世帯が増加しており、負担の公平性確保の必要性が生じている。 (参考)「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書（令和2年7月） ・生活用水等実態調査（水道局の調査：令和２年度）の１人世帯の平均使用水量が 8.1 ㎥と公表されている。 ・区部や周辺市の使用料との整合性を考慮。
調布市	8 ㎥まで	R08.04	10 ㎥ ⇒ 8 ㎥	
羽村市	8 ㎥まで	R06.10	10 ㎥ ⇒ 8 ㎥	
小金井市	8 ㎥まで	H31.04	10 ㎥ ⇒ 8 ㎥	
東村山市	8 ㎥まで	H28.10	10 ㎥ ⇒ 8 ㎥	
東大和市	8 ㎥まで	H28.07	10 ㎥ ⇒ 8 ㎥	
清瀬市	8 ㎥まで	H27.10	10 ㎥ ⇒ 8 ㎥	
三鷹市	8 ㎥まで	H26.04	10 ㎥ ⇒ 8 ㎥	
立川市	10 ㎥まで	R09.01	変更なし	
府中市	10 ㎥まで	R08.10	変更なし	
あきる野市	10 ㎥まで	R08.04	変更なし	
武蔵野市	8 ㎥まで	R06.04	変更なし	
福生市	10 ㎥まで	R01.10	変更なし	

※平成 26 年度以降に使用料改定を行った 13 団体中、8 団体が基本水量の変更を実施している。